

はしがき

平成 28 年 5 月 24 日、改正確定拠出年金法が成立し、平成 29 年 1 月より順次施行されることとなりました。今回の改正は平成 13 年に確定拠出年金（DC）制度が創設されて以来の大幅な改正であり、その最大の目玉は、公的年金の加入者であれば基本的に誰でも DC 制度に加入できるようになったことです。

DC 制度はもともと企業年金制度の 1 つとして用意されたものです。企業型 DC は制度の創設以降、着実に拡大を続け、平成 28 年 3 月末の加入者数は 548 万人に達しています。

一方の個人型 DC は企業年金に加入する資格をもたない人のための補完的な制度として位置付けられ、加入対象は自営業者等の第 1 号被保険者と企業年金のない会社員に限られていました。加入者数も平成 28 年 3 月末で 25 万人あまりと、企業型 DC に比べて大きく後れを取っています。

しかし、公的年金の縮小や確定給付型の企業年金制度の後退を背景に、自助努力によって老後資金を準備しておくことの必要性はますます高まっています。こうした社会情勢の変化に応えたのが今回の法改正であり、個人型 DC は企業型 DC の補完的役割にとどまらず、個人の自助努力により老後資金を積み立てるための「最も強力な」手段として提供されることとなりました。

その根拠となるのが、掛金の全額所得控除をはじめとする、他に類をみない税制優遇措置です。他に退職金や企業年金がなければ、掛金の拠出、積立金の運用、給付の受取りという全ての段階において、非課税の恩恵を受けることも十分考えられます。

改正法の施行により実際に個人型 DC の加入対象が広がるのは平成 29 年 1 月からですが、平成 28 年度に入り、個人型 DC の加入者数は過去最

高だった前年度を上回るペースで増加しています。法律が改正されたことにより各種メディアで取り上げられる機会も増え、制度への注目度が高まっていることが背景にあるものと考えられます。個人型 DC の普及・推進のため、官民の連携による「確定拠出年金普及・推進協議会」が設置され、「iDeCo（イデコ）」という個人型 DC の愛称も決まりました。

今後さらに「iDeCo」が普及し、老後資金の積立手段として広く国民に定着していくためには、加入者自身が制度の仕組みや投資に対する理解を深めていくことが不可欠です。また、長期にわたって自己の責任により資金の積立と運用を継続する制度であることから、サービスを提供する金融機関（運営管理機関）には、長期的な視点から継続的に加入者をサポートしていくことが求められます。

本書が、DC 業務を担当する金融機関の行職員の皆様に広く活用され、DC 加入者に対するよりよいサービスの提供、ひいては DC 制度の発展につながることを願ってやみません。

2016 年 10 月

IIC パートナーズ
向井 洋平

目次

第1章 改正確定拠出年金の基礎知識

—確定拠出年金（DC）の概要—

- Q 1** DCとはどのような制度ですか？ 概要を教えてください。…………… 2
- Q 2** 確定拠出年金法が改正されることにより、何が変わりますか？
概要を教えてください。…………… 4
- Q 3** DC制度の利用状況はどのようになっていますか？
また誰が加入できるか教えてください。…………… 6
- Q 4** なぜDCが必要となるのですか？…………… 8
- Q 5** DCの代表的な運用商品の分類を教えてください。…………… 10
- Q 6** DCの運用（運用商品の選択、運用実績の確認および運用の見直し）
について教えてください。…………… 12
- Q 7** 勤務先の企業やDCを運営している金融機関が破綻した場合、
積み立てた資産はどうなりますか？…………… 14
- Q 8** 給付はいつ、どのようなときに受け取れますか？…………… 16
- Q 9** 60歳になると自動的に給付を受け取れますか？
また、60歳以降も働く場合は、いつから受け取れますか？…………… 18
- Q10** 老齢給付金の受取り方にはどのような選択肢がありますか？…………… 20
- Q11** DCの税制について教えてください。…………… 22
- Q12** 加入者と運用指図者、受給権者の違いについて教えてください。
…………… 24
- Q13** ポータビリティについてわかりやすく説明してください。…………… 26

—企業型DC—

- Q14** 企業型DCの特徴と注意点を教えてください。…………… 28
- Q15** 企業型DCを導入する企業は、従業員に対して投資教育を
実施しなければならないのですか？…………… 30

Q16	投資教育はどのような内容を実施すればよいですか？	32
Q17	役員1名のみ会社や、少人数の会社でも企業型DCを実施できますか？ また、一部の従業員のみを企業型DCに加入させることはできますか？	34
Q18	簡易型DCとはどのような制度ですか？ 概要を教えてください。	36
Q19	企業型DCの掛金はどのように決められますか？ また、掛金の限度額を教えてください。	38
Q20	拠出限度額の範囲内で、企業型DCに個人で掛金を上乗せできますか？	40
Q21	選択制DCとはどのような仕組みですか？ 概要を教えてください。	42
Q22	企業型DCを実施している会社を退職して他の企業に転職した場合、企業型DCの資産はどうなりますか？	44
Q23	企業型DCを実施している会社を退職して会社員でなくなった場合、企業型DCの資産はどうなりますか？	46
Q24	60歳前に会社を辞めた場合、積み立てた資産を引き出すことはできますか？	48
Q25	自動移換とは何ですか？ また、自動移換の状態のままにしておくと、どうなりますか？	50

—個人型DC (iDeCo)—

Q26	個人型DCの特徴と注意点を教えてください。	52
Q27	個人型DCに加入するための手続きと留意点について教えてください。	54
Q28	国民年金の保険料が未納の場合や免除を受けている場合でも個人型DCに加入できますか？	56

Q29	企業型 DC に加入しながら個人型 DC にも加入できますか？	58
Q30	個人型 DC の掛金はどのように支払えばよいですか？ また、掛金の限度額を教えてください。.....	60
Q31	個人型 DC の掛金に会社が上乘せすることはできますか？	62
Q32	個人型 DC の掛金について、前納、追納、変更および停止はでき ますか？	64
Q33	掛金の所得控除を受けるためにはどのような手続きが必要で すか？	66
Q34	60 歳になる前に転職や就職、または退職したとき、個人型 DC の 資産はどうなりますか？	68
Q35	個人型 DC を脱退することはできますか？ また、その後再加入することはできますか？	70
Q36	個人型 DC の運営管理機関を変更することはできますか？	72
Q37	個人型 DC での投資教育（運用に関する情報提供）はどのように 行われますか？	74

第 2 章 ライフプランに沿った個人型 DC (iDeCo) の提案

— 老後資金と個人型 DC (iDeCo) —

Q38	ライフプランやリタイアメントプランとはどのようなことを指し ますか？	78
Q39	老後資金は「人生の三大資金」の 1 つといわれますが、リタイア 後の生活資金はいくら必要でしょうか？	80
Q40	長生きリスクに備えたいお客様にとって、どのように DC を活用 するのが有効でしょうか？	82

- Q41** 個人型 DC と NISA は、どちらも運用益が非課税になる制度ですが、どちらが有利でしょうか？ 84
- Q42** 生命保険に加入しており、毎月保険料を支払っていますが、個人型 DC にも入ったほうがよいでしょうか？ 86
- Q43** 個人型 DC と個人年金保険の違いは何でしょうか？
また、どちらが有利でしょうか？ 88
- Q44** 自営業者が利用できる制度として国民年金基金や小規模企業共済がありますが、個人型 DC との違いは何でしょうか？ 90

ーケーススタディー

- Q45** 高橋さんは 22 歳の公務員。新たに個人型 DC に加入できると聞いて興味が出てきました。年収は 300 万円で預貯金は 30 万円。アパート住まいの独身です。個人型 DC への加入について、どのような提案が考えられるでしょうか？ 92
- Q46** SE として働く山田さん（30 歳）は出産を機に退職し、専業主婦となりました。夫は同じく SE で年収は 450 万円ですが、勤務先で企業型 DC に加入している関係で個人型 DC には加入できません。預貯金は 300 万円あり、両親と同居しており、子どもが大きくなったら再度仕事に就くことも考えています。個人型 DC への加入についてどのような提案が考えられるでしょうか？ 94
- Q47** 37 歳で会社員の鈴木さんは「結婚しないかもしれない」という可能性を視野に入れ、おとし、マンションをローンで購入しました。年収は 600 万円で預貯金が 300 万円あります。個人型 DC への加入についてどのような提案が考えられるでしょうか？ 96
- Q48** 建設会社で働いていた中村さん（42 歳）は、独立して設計事務所を立ち上げることにしました。会社員時代は企業型 DC に加入していましたが、退職後は個人型 DC に加入するつもりです。どのように手続きを進めればよいでしょうか？ 98

- Q49** 共働きで2人の息子を育てる藤原さん。40歳を過ぎ、一戸建てをローンで購入しました。藤原さんの年収は550万円、妻の年収は250万円で、ともに勤務先に企業年金制度がないため、個人型DCでの積立てを考えています。預貯金は800万円あります。個人型DCへの加入にあたり、どのような提案が考えられるでしょうか？
..... 100
- Q50** 子育てや住宅ローンが終わり、経済的に余裕がある会社員の佐藤さん（50歳）。年収は1,200万円で妻がおり、子どもは独立しています。預貯金2,000万円、生命保険300万円の金融資産があります。個人型DCの活用について、どのような提案が考えられるでしょうか？
..... 102

第 1 章

改正確定拠出年金の 基礎知識

Q 1

**DC とはどのような制度ですか？
概要を教えてください。**

A

DC は公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つです。退職金や確定給付型の企業年金とは異なり、「自分の老後資産は自分で管理する」という制度で、企業が実施する「企業型 DC」と個人で加入する「個人型 DC」があります。

//

DC とは

DC は「Defined Contribution」の略称で、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つです。公的年金の補完的役割として私的年金の重要性が増す中、運用環境の長期低迷や退職給付会計の導入、雇用形態の流動化等を背景に、平成 13 年 10 月より実施されています。

//

DC 制度の概要

DC の仕組みは、①掛金を企業や個人が拠出し、②加入者自らが運用し、③掛金とその運用益の合計額をもとに将来の給付額が決定されるというものです。給付額が掛金とその運用収益によって事後的に決まるというのが大きな特徴です。

企業が実施する企業年金には、DC の他に確定給付企業年金、厚生年金基金といった「確定給付型」と呼ばれる制度がありますが、これらはあらかじめ将来受け取る給付額の算定方法が決められており、年金資産は企業（年金基金）の責任で運用します。一方 DC は将来受け取る給付額が保証されておらず、掛金額の算定方法だけがあらかじめ決められているため、「確定拠出型」の制度と呼ばれています。

DCは、退職金や確定給付型の企業年金制度とは性格や内容が大きく異なり、「自分の老後資産は自分で管理する」という制度です。「自分で運用する」ことが大きな原則となり、運用結果はそれぞれが受け入れる「自己責任」型の制度になります。

// 企業型 DC と個人型 DC

DCには、「企業型 DC」と「個人型 DC」の2種類があります。

企業型 DCは、企業が退職給付制度の1つとして実施する制度です。制度を導入するかどうかは企業が決定し、導入した場合は、原則として従業員全員が加入者となります。掛金は企業が拠出しますが、従業員拠出（マッチング拠出）を実施している場合は、従業員が自分で上乗せして掛金を拠出することもできます。運用商品は、あらかじめ企業が選んだ運営管理機関が選定した商品の中から選択します。

個人型 DCは、個人の自助努力により老後の資産を形成するための制度です。制度に加入するかどうかは個人が決定し、掛金は個人が拠出します。運用商品は、個人が選んだ運営管理機関が提供する商品の中から選択します。

● 図表 1-1 企業型 DC と個人型 DC の比較 ●

	企業型 DC	個人型 DC
位置付け	企業が実施する退職給付制度の1つ	個人の自助努力による老後の資産形成
掛金	企業が拠出（制度内容によっては従業員拠出による上乗せも可能）	個人が拠出
運用商品	企業が選んだ運営管理機関が選定した商品の中から選択	個人が選んだ運営管理機関が提供する商品の中から選択

Q 2

**確定拠出年金法が改正されることにより、何が変わりますか？
概要を教えてください。**

A

個人型 DC の加入可能範囲の拡大をはじめとした、DC 制度の普及・拡大と利便性向上のための見直しが行われます。

//

確定拠出年金法改正の趣旨

平成 28 年 5 月、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。今回の法改正は、働き方の多様化等に対応し、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援することを目的としており、DC 制度の普及・拡大と利便性向上のための見直しが行われます。

//

普及・拡大のための見直し

DC 制度の普及・拡大のための見直し項目は主に次の 2 つです。

- ①個人型 DC の加入可能範囲の拡大（平成 29 年 1 月 1 日より施行）
- ②中小企業向けの新たな制度の創設（平成 28 年 6 月 3 日の公布の日から 2 年以内で政令で定める日より施行）

今回の法改正の目玉は①です。これまで個人型 DC に加入することができなかった「企業年金の加入者」「公務員・私学共済等の加入者」「専業主婦等の第 3 号被保険者」についても個人型 DC に加入できることとされました。また、従業員 100 人以下の中小企業を対象に、制度実施時の手続き等を簡素化した「簡易型 DC」、および個人型 DC に加入している従業員に対して企業が追加で掛金を拠出できる「個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度」が新たに創設されます（Q18 および Q31 参照）。

// 利便性向上のための見直し

DC 制度の利便性向上のための見直し項目は主に次の3つです。

- ①掛金の拠出限度額の年単位化（平成30年1月1日より施行）
- ②ポータビリティの拡充（平成28年6月3日の公布の日から2年以内で政令で定める日より施行）
- ③運用の改善（平成28年6月3日の公布の日から2年以内で政令で定める日より施行）

柔軟な掛金拠出を可能とするために、掛金の**拠出限度額**の規制単位が「月単位」から「年単位」に変わります。また、**ポータビリティ**（年金資産の持ち運び）の拡充に関しては、DC から確定給付企業年金への資産の移換や、合併等の場合に確定給付企業年金および企業型 DC と中小企業退職金共済との間での資産の移換が可能になります（Q13 参照）。

運用の改善に関しては、これまで配慮義務となっていた**継続投資教育**が努力義務化されるとともに、運用商品数の上限設定や運用商品の除外規定の見直しが行われ、加入者が運用商品をより選択しやすい環境が整備されます。

推 進 ポ イ ン ト

平成29年1月より基本的に公的年金の加入者全員が個人型 DC を利用できるようになり、各種メディアでも大きく取り上げられています。従来から加入対象であった人も含めて、DC への関心が高まりつつあります。

Q 3

DC 制度の利用状況はどのようになっていますか？
また誰が加入できるか教えてください。

A

企業型 DC の加入者数は 548.2 万人、個人型 DC の加入者数は 25.8 万人となっています（平成 28 年 3 月末現在）。企業型 DC は制度を実施している企業の従業員が対象であり、個人型 DC は平成 29 年 1 月より基本的に公的年金の加入者全員が加入できることとされました。

// DC 制度の利用状況

企業型 DC の加入者数は 548.2 万人、実施企業数は 22,547 社となっています（平成 28 年 3 月末現在）。民間の会社員が約 3,600 万人（平成 27 年 3 月末現在）ですので、6～7 人に 1 人は企業型 DC に加入している状況です。

一方で、個人型 DC の加入者数は、第 1 号加入者（自営業者等）が 7.0 万人、第 2 号加入者（企業年金のない民間の会社員）が 18.7 万人、合計で 25.8 万人となっています（平成 28 年 3 月末現在）。加入可能者全体の 1% にも満たない状況であり、制度の普及が課題となっています。

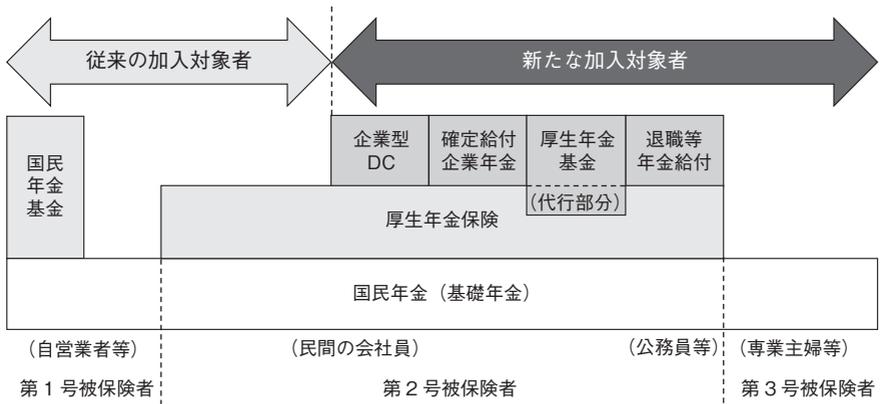
// DC 制度の加入対象者

企業型 DC は、原則として制度を導入した企業における 60 歳未満の従業員全員が加入者となります（規約に定めた場合は 60 歳以上 65 歳未満の従業員も加入者とするができる）。なお、一定の資格（一定の職種、一定の勤続期間、一定の年齢、希望する者）を定め、当該資格を有する者だけを加入者とすることもできます（Q17 参照）。

個人型 DC は、従来は 60 歳未満の「自営業者等の第 1 号被保険者（国民年金の保険料を免除されている者を除く）」「企業年金のない民間の会社員」だけが加入できましたが、平成 29 年 1 月より次の①～③に該当する者も個人型 DC に加入できることとされました。

- ①企業年金の加入者（企業型 DC の加入者については、個人型 DC への加入を可能とすることが規約に定められている場合に限る）
- ②公務員・私学共済等の加入者
- ③専業主婦等の第 3 号被保険者

● 図表 1-2 個人型 DC の加入対象者 ●



推進ポイント

平成 29 年 1 月より個人型 DC の加入可能範囲が大幅に拡大されることとなりました。また、制度の普及推進を図るために確定拠出年金普及・推進協議会が設置され、個人型 DC の啓発・広報活動を行うこととなっています。

《著者紹介》

向井 洋平（むかい ようへい）

〈プロフィール〉

日本アクチュアリー会正会員・年金数理人、1級 DC プランナー（企業年金総合プランナー）、日本証券アナリスト協会検定会員。

京都大学理学部卒業後、2000年に第一生命に入社し、厚生年金基金の財政や退職給付会計等の退職給付制度に関する数理計算業務を担当。2004年にIICパートナーズに入社後は、退職給付制度設計や年金資産運用に関するコンサルティング等に従事。セミナーでの講演や執筆活動も行っている。

〈主な寄稿実績〉

- ・日本商工会議所 企業年金総合プランナー「厚生年金基金の解散や代行返上をめぐる動向について」（2016年2月）
- ・企業年金連合会 月刊企業年金「リスク分担型企業年金の概要と実施にあたっての論点」（2016年7月）
- ・産労総合研究所 人事実務「『自社に合った』退職給付制度を作る」（2016年8月）
- ・月刊金融ジャーナル「企業に求められる DC 改正法への対応」（2016年10月）

金融機関のための 改正確定拠出年金 Q & A

2016年11月30日 初版第1刷発行

著 者 向 井 洋 平
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株) 経 済 法 令 研 究 会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

〈検印省略〉

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン／GETTARADICCA 制作／中村桃香 印刷／あづま堂印刷(株)

©Yohei Mukai 2016 Printed in Japan

ISBN 978-4-7668-3338-6

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本は、お取替えいたします。